

文書館 ニュース

4 号

山口県文書館

文書館設立運動について

林 英 夫

1

文書館が、各地に建てられる気運がようやく目だち始めてきた。ヨーロッパよりも五、六十年以上おくれれている。なぜおくれたのかということを考えてみよう。大きな表現を使えば、日本資本主義の跛行的進展にかかわる問題である。日本の近代化が、上からの公権力を背景とするもので、民衆不在・市民不在のうえで展開されたものであることは自明のことであるが、このことが、中央史観Ⅱアカデミズムとよばれる国家中心主義的な歴史研究が、はばをきかせる大きな要素となった。被虐の民衆を媒介することなく権力のしくみ・構造・発展が論じられることが多かった。こうした学問状況のなかで、民衆は生活の実感のなから歴史の重みを現実を受けとめるだけの知識をささえることができなかつたし、郷土のあゆみを、みずからの誇として記録し記念するという、共同体の伝統を尊重するだけの自信を持たなかつた。しかし、折口信夫・柳田国男・渋沢

文書館設立運動について	林 英夫	1
都道府県史の編さんと資料保存	甲斐 英男	3
―広島県史の編さんとおして―		
下関文書館について	中原 雅夫	4
豊田町史料館について	安村 曙	6
山口県文書館ニュース		
編集 後記		8

敬三・小野武夫のような先覚者たちはいたが、彼らは、学界の主流ではなかつた。このアウト・サイダーと結びついていた郷土史家群も、みずから、郷土の地下水の清冽な流れをくみあげてアカデミズムに対抗するだけの力はなかつた。

しかし、戦後の地方史研究の盛行は、すぐれた地方史研究家を輩出したが、他方郷土社会ではデモクラシーの進展にともなうプチブルジョアシーの急速な量的拡大を生み出した。この新しい中間階層の成長にともなう、公権力側からの一方通行だけでなく、いわば本格的な下からのデモクラシーが、ようやく戦後二十年をへた今日、わき立ち始めた。郷土人の手による郷土の秩序Ⅱパブリック（日本語の「公」は権力を内在している）、この「公」を使わない）が形成される気運が、かもし出されてきた。

こうした状況を背景として文書館設立の叫びが、しだいに拡張してきたのである。

2

しかし、各自治体ごとに、さまざまな姿で文書館が設立されるよりは、ある程度の望ましい方向をとることが必要である。この望ましい最大公約的な方向を示そうということで、日本歴史学協会の

中の「日本史資料問題特別委員会」は、十数回にわたって協議を重ね、一昨年ごろにいちおうの成案を作成し、その結果を昨年春の日歴協総会にかけ、承認を得たのである。なお、成案は、法制化することによって文書館設立を促進するという意味もあることは当然のことである。

この日歴協総会によって、新役員が選ばれ、文書館運動の推進母体である「日本史資料問題特別委員会」も、新しい特別委員の編成が行なわれた。新特別委員は、日歴協の委員の日本史関係者のみによって構成されることとなった。その特別委員は、児玉幸多(学習院大)・木村礎(明大)・稲垣泰彦(史料編さん所)・佐々木潤之介(二橋大)・岸俊男(京大)・津田秀夫(東教大)・赤松俊秀(京大)・門脇楨二(奈良女大)・福尾猛市郎(広大)・村井益男(史料編さん所)・荻野三七彦(早大)・後藤陽一(広大)・小葉田淳(京大)・滝口宏(早大)・岩井忠熊(立命大)・吉田太郎(横国大)・上田正昭(京大)・高橋慎一(歴教協)・林英夫(立大)という方たちであるが、地理的な関係(会合は常に東京で行なっている)上、東京在住の児玉・木村・稲垣・津田・村井・佐々木・荻野・林などが出席して検討されることが多い。

なお、前回までの特委には、日歴協委員以外の方々にも加わっていたのであるが、今度の新委員会には、原案をどのような方法で法制化するかという手続上の問題に限られているので、いちおう日歴協委員だけで構成されたのである。なお、新特別委員長は互選の結果、児玉幸多氏が引きつづいてその任にあたることとなった。

十月の委員会の結果、日歴協から学術会議にかけ、学術会議から政府に「文書館設置法」を勧告することになった。この学術

会議にかける材料を整えるため、十月末ごろ、無作意に選んだ全国一五〇か所あまりの県市区町村役所の文書課・市町村史の編さん会にアンケートを送り、現在の資料保存状況・将来のプランなど詳細な返答を求めた。当初、五〇%あまり位の返答率を予想していたところ、ほとんど百%に近い解答が、昨年未だに届き、文書館設立を要望する声が、きわめて高いという現実をはっきり確認することができたのは、何よりも嬉しいことであった。ことに役所文書課は、おそらく「歴史研究」とは縁の遠い存在であろうと思われるにもかかわらず、熱心な解答の多いという事実は、「文書館」を建てない限り、尨大な文書地獄から解放されないという実務上の問題点から発していることをふまえているように思われる。そうした意味からも、文書館設立の一日でも早いことが史料保存の上で大切であることが痛感された。

この解答の分析・整理は、現在、木村氏と村井氏があたっている。さらに、われわれとともに文書館設立運動にたずさわってきた木村礎氏が、昨年暮、学術会議に前回をはるかに上廻る得票を得て委員に当選したことは、この運動の成果の上に立つものとして大いに意を強くしているしである。いづれ順調にいけば、本年中に学術会議から政府に「文書館」設立の件の勧告が行なわれる予定である。

以上が、私の知っている限りの現在点までの経過である。大切なことは法制化だけではなく、各地域ごとに人々とともに、こうした設立運動を下から盛りあげていくことであって、天くだりの設立であってはいけないということ、私は思っている。

都道府県史の編さんと資料保存

— 広島県史の編さんをとおして —

甲 斐 英 男

広島県では、昨年から十か年計画で県史の編さん事業が開始された。いま、まさにその初年度を終えようとしているが、以下これまでの経過をふりかえりつつ、一般に都道府県史の編さんにおいて問題になるであろう一、二の点について、資料保存との関連に視点をすえて述べてみよう。

まず、現時点における都道府県史の編さんにおいて、第一に問題になる点は、何といつても、明治百年記念事業との関連であろう。昨年六月に配付された「都道府県等の行なう明治百年記念事業等の概況」によつてみても、北海道・茨城・栃木・群馬・広島・福岡・高知の各自治体で道県史、東京・静岡・京都・大阪・兵庫・岡山・山口・大分の各都府県で百年史または県政史の編さんが、それぞれ企画ないし実行に移されているからである。

ところで、このような編さん事業に対して、歴史研究者がどう対処すべきかについては、「歴史学研究」その他で、すでに松本四郎氏らが原則的な点を論じておられるが、広島県史の場合には、そのような原則論では論じきれない複雑な問題があり、そのことが、明治百年への対決のしかたのちがいにまつている。複雑な問題とは、一口でいえば、県史の企画自体が、県立文書館設立運動のなかから出てきたという点にある。

聞くところによれば、広島県でも、数年前から全国的な規模で進められた文書館設立運動のなかで、歴史研究者を中核とした運動が展開されたが、最終的には、当面実現可能な案として、県史の編さん、それをテコとしての文書館設立という構想が採択された、という経過があるようである。そのような経過をどう評価するかについては、運動へのかかりかたのちがいにまつて、かなりちがいがあろうようであるが、現実には、そのことが、県史へのとりくみの姿勢、ひいては明治百年へのとりくみの姿勢、のちがいにまつていえるように思われる。

いま、そのような姿勢のちがいを、多少類型化して示せば、およそつぎの五つに分けることができよう。すなわち、①県史編さんの動機が何であれ、実質的に県史編さんをスタートさせたのはわれわれだ。記念事業の一環云々は勝手にいわせておけばよいことで、内容はわれわれがつくる、とする人々。②県史の編さんのような大きな仕事は、何十年かに一度の仕事だ。県民の税金を使うそのような有益な事業が企画された以上、積極的に参加し、良心的な仕事をするところ、研究者の社会的責任であり、いわゆる明治百年に対決する道だ、とする人々。③資料の散逸が著しい今日、その防止に役立つ仕事なら、それがどのような目的のものであれ参加すべきだ。県史への態度は、資料収集の段階が終わつてから考えてもおおくない、とする人々。④体制を改革するには、体制外にあつて主張するよりも、体制内で地道な努力を続けていくのが本筋だ、求められれば参加すべきだ、とする人々。⑤県史への参加は、それがどのような形のものであれ、結局政府・自民党の推進している反動思想攻勢に屈服し、権力に研究者の良心を売り渡してしまうことにな

る、絶対参加すべきではない、とする人々、などである。

しかも、広島のような地方都市の場合、歴史研究者の間には、日常の研究活動の面で、以上のような姿勢のちがいを、フラットな形で徹底的に討議することがそう簡単ではない、複雑な人間関係が存在する。それが県史の編さんにも反映する以上、そのことの是非は容易に論じられても、実質的にはあまり意味をもちえないことを知っておかねばならない。

とすれば、発足まもない編さん事業にあって、最も力点がおかれるのは、歴史研究者として当然の要求である、資料の収集と保存に落ち着かざるをえないし、またそれが、文書館設立運動のなかから出てきた県史の編さんにとって、自然の筋道であろう。そこに、広島県史編さんの特色もあるわけである。

県史編さん事業における、資料の収集なり保存なりの位置づけは、まず編さん目的のなかにつきのように示されている。すなわち、

広島県史を編さんすることによって、県民の郷土に対する認識を深めるとともに、県勢発展の指針とし、あわせて、貴重な資料を後世に残して、郷土研究および学術研究に資することを目的とする。

と。「あわせて」とか「貴重な」とかいう限定つきながら、「資料を後世に残す」ことが、一つの重要な課題になっていることは疑いなくであろう。全二十八巻という構想のなかで、資料編に十五巻をさく予定になっていることも、もちろんそれと深い関係がある。

このような方針に基づいて、昨年夏に集中的に実施された資料調査の状況を具体的にみると、つぎのとおりである。すなわち、「県

史編さんに必要な資料を探索して所在目録を作成し、その収集にあたる」とともに、あわせて資料の保存に関する指導を行なう」ことを目的に、「調査の重点を県民の生活に関係ある人文的事項に関する文献資料（金石文を含む）におき」、広島大学および県内大学の教授・助教授・教官、大学院学生、高校・中学校教諭、地方史研究者のうち歴史関係者合計六十五名に調査員を依頼して、のべ参加人員二一八人、のべ実動日数八七四日、採訪箇所四一六、目録採録資料約七万点という成果をあげている。調査の内容は、初年度のため、資料の分類・整理、目録の作成、保存方法の指導におかれ、必要資料の複写はつぎの段階に予定されているが、それでもすでに、基本的な資料については、マイクロフィルムないし複写用フィルムに、約三万コマ撮影されている。

今後事業が進捗するにつれて、文書館設立運動のなかで本来意図していた資料の保存・利用の問題をどう処理しつつ、しかも県史の編さんを具体的に推進していくかが、広島県史編さん事業の中心的課題となるであろう。

(広島県史編さん室専門員)

下関文書館について

中 原 雅 夫

文書館のような施設——そのころはまだ、文書館という概念はつきりつかんでいなかったもので、文書館ということばは用いなかった——がぜひ必要であると思いはじめたのは昭和三十年のころであ

った。

昭和三十三年が、下関市が明治二十二年に赤間関市として発足して七十周年となる。その記念事業の一つとして、「市史」を編集したらどうであろうかという話が、当時の福田泰三市長（故人）と帆足秀男助役の間でかわされたのは、昭和三十年十一月のことであった。それは偶然の機会から生まれたことであつたが、話がきまつてから着手するまでは、今から思えば電光石火のはやわぎであつた。

何もわからないうちに広報係長であつた私が事務局長を命ぜられ、十二月に入ると仕事は実質的にスタートし、翌二月八日にはもう「下関市市史編修委員会」というものが正式に出来てしまつた。

「編修」というのは「編纂」というのが当用漢字で使えなくなつた以上、「編集」であろうが、それでは、新聞や雑誌の編集とえらぶところがないではないか、昔から「修史」ということもいわれている、という、実際上の担当主任である永岡栄吉さんの提案で「編修」ということが用いられるようになった。さらに、いろいろな問題があつたが、とにかく、昭和三十三年四月に行なわれる予定である、市制施行七十周年の式典に間に合わせよ、というのが至上命令であつた。そこで、合議の末、市史は三巻にわけける。そして「市制施行以後」篇から時代を逆に進めることにし、昭和三十三年四月にはこの「市制施行以後」篇を出版しよう、市制施行七十周年を祝うにはそれがもつとも適當であろうということに落着いた。一つには、時代が新しければ、比較的資料があるだろうからという計算もあつた。

ところが、いざ着手してみてもどろいたことは、その資料が何も無いことである。下関市役所は昭和十二年に火災に会い、さらに昭

和二十年の戦災と二度も焼けている。ないのは当たり前のことかもしれないが、歴代の市長や議長の履歴や写真がない。それよりも、発展のあとをたどるためのもつとも基本的な数字となる予算決算書もそろわないし、統計書もそろわない。あるいは市会の議事録もない。というまきにならないづくしである。故老や、もと市職員、市会議員などにきいてみても、ほとんどが戦災に会つてゐる。

このような状態にぶつつかつた時には、暗礁に乗り上げた気持であつた。そこへ、思いがけぬ助け舟があらわれた。

下関には戦争前にも一度市史編さんの事業に着手したことがあつた。それはやはり市制五十周年記念事業として企画されたのであるが、かなりの資料を集めたところへ前述の昭和十二年の火災で全部焼いてしまつた。しかし、その後も横山健室氏を主任に事業が進められていたが、そのうち戦争の激化のため立ち消えとなつてしまつた。この時、集められた資料や原稿が記録箱にして四箱、出て来たのである。事業が中絶された時に、市役所においては危いからというので、少しはなれた名池山の下関図書館に移された。しかし、図書館も唐戸から余りはなれていないので危険だ、というので後田町の市立下関商業学校に移されたのである。

この四箱の資料の中に、大体骨子となるものを発見できた時に、いかに資料の保存が重要なことであるか、それと同時に、いかにそれが困難な仕事であるかを痛感させられた。

それふらというものは、文書館的なものが必要であるということをも口ぐせのように言い続けて来たが、その必要性はひとめながらも役所というものは、こういう仕事はなかなかかみとめてはくれない。

そのうち図書館の仕事を担当することになり、そして、長府図書館

が改築されることになった。この機会をのがしてはいけぬ。幸い、松原教育長の深い理解と力強いはげましによって、旧書庫をのこし、文書館とすることにきまつた。改築の場合に新しい建物のすぐ側に古い建物をのこすことは専門家の極端に嫌うことであるが、これだけはお願いした。

こうして昭和四十二年十月「下関文書館」は誕生した。

誕生と同時に、従来、長府図書館に持っていた、文書類（その中には未整理のものもずいぶん分沢山あった）と乃木大将の遺言にある蔵書を文書館に移管し、「郷土資料目録」第一集を発行した。

現在まだ、設置条例はできていない。いわば私生子である。しかし、この私生子はその後一年間、すこぶるたくましく生きていく。余談だが、下関で生まれた林芙美子も私生子であるが、代表的な女流作家となった。開館以来、一年間に亘り五千数百点の資料を集めることが出来たのである。五千点という数字は、開館にあたって発行した「目録」にのせた点数が四千五百点であることからみて、どんな意味をもっているか推察していただけたらと思う。この五千数百点については近く目録第二集を発行の予定である。すべて堀哲三郎先生に分類の整理していただいたものである。

その後も、続々集まっており、また、役所関係のものについては十二ある各支所をすでに半分ほど廻り、これまた数千点が集まっており、今後、作業を続ける予定である。支所によって著しく、保存の状態で異なり、惜しかったなと思う時もあるが、今、やっておかなければさらに悔をのこすことにならう。

ある事が多すぎて、関係者一同、忙しさをかこちながらも、はりきって仕事を進めている。

最後に「下関文書館」はやはり「山口県文書館」がなかったら存在しなかったと思うし、各地にも文書館の生まれることを期待したい。
(下関市立図書館長)

豊田町史料館について

安 村 晴

「明治百年と豊田町を語る座談会」が昨年三月同町で催された。出席者は、現町長とか議会議員町有志六十名、その席上百年記念事業の一として、豊田町に「史料館」（仮称以下同）を建設しようということがきまり、それには町内輿論喚起のため、「明治百年記念事業豊田町史料館建設促進期成会」を発足することとなった。会長外三十名ばかりで、促進活動を開始した。

本町が目論んで居る当史料館とは勿論現段階での仮称で、本運動が効をそうして、具体化した際は、町が名称・機構・運営のことなど決定されるわけであるが、史料館建設の目的とするところは、当期成会が町内外に配付した趣意書から、これを抜萃してみる。

「本町内にある史料中保存・整理の必要なものは沢山あるわけで、中には大切なものが既に、他に出て居る現状である。そんなことをふせいだり、保存・管理・委託等による町内の文化遺産を後代の人に引継ぐべきであり、引継ぐ事が現代に生をうけた、私達の責任、役目でもあるというわけである。

更にこうしたものは、学校や社会教育上の資料として活用させる

と同時に、学術の上から役立たせるべきものでもある。

かかる施設が出来ると、近郷県下、更に広い外部からの、民俗的な資料もあつまり、権威ある施設からの、借用展覧も可能となるわけである。

更に、この史料館は、文書館的な仕事を、あわせ行い、一歩を進めて運営しなくてはならない。文書館的とは、町村役場の古記録中の、農協や各産業団体の経済的な統計記録を集約し、延ては、一般家庭の古記録、庶民史料として保存すべきもの、こうしたものを、格納整理更に、各家庭・国・県の出先機関の古記録を平素調べ上げて、目録を作製し、何時でも、いかなる機関の要請にも答えられ、且学問上の役立にする、こうした、生きて居る、動きのある、動きつつある、文書館的な仕事も、ここから生れさせようと云うのである。山口県文書館もそうした仕事をして居るわけであり、最近『文書館設置促進法』の制定を急げと云う要望運動のさざしさえある現状である。

真に史料館とか文書館は、町村単位に出来るのが理想である。

明治は封建社会に、一応の終止符をうった大改革ではあった。それから百年、政治に、社会問題に、また戦争その他あらゆる面で、私達の先祖は、百年間の風雪に堪えて来たと言え。過去の人か辿つて来た道を調べ、また顕彰もし、この度を機に、更によりよき、地域社会の文化史を後代に、ガッチリ引継ぐべきであろう。後略。

町村単位に建設する、史料館には、規模や構造等総て経費の面で制約をうけるので、最少限度、如何なるものがよいか、如何なる運営がなされているか、会の役員で先進地の調査を行った。県下の博

物館・郷土館・神社仏閣の宝物館的なものは勿論、九州の飯塚市営「集蔵庫」・観世音寺・宗像神社宝物館等々も視察して、一応の目安を樹立、総工費（敷地等を除く）八百万円程度のもの、その結論を得て、町当局と期成会で談合、町財政の關係もあつて、全部町でともゆかず、二百万か三百万程度の篤志寄付を必要とする、との意見が纏り、この財源集めに期成会は相当の努力を必要とする段階である。

こうした關係から、町内輿論喚起を、更に強化拡充すべきということから、昨年十一月期成会員の大増募を行い、町内二百余名の会員を得、第一回総会を同町中央公民館で開催し、堀哲三郎氏の講演、規約の制定等を行い、一同で乾杯し、その後資金あつめの計画中である。会の機構は、

顧問 町長外一名 会長 一柳芳男 副会長 十名 理事・評議員三十五名 事務局長 安村曙 事務局長 豊田町役場前（魁酒造）中野邸内に設置（電話豊田二三番）

（因みにこの中野邸は維新の際活躍した中野半左衛門邸である）
以上が、豊田町史料館建設促進期成会の活動状況の概要である。

（豊田町史料館建設促進期成会事務局長）



「萩藩閩録」複製の実務に当って

山口県文書館の設置が認可されて滿十年を迎える。この間、利用者サービスに対処して当初から史料の複製出版事業を継続して来た。「防長風土注進案」全二十三巻と「萩藩四冊御書付」一冊が第一期出版事業であり、続いて「萩藩閩録」の出版が第二期事業で、その第二巻の上梓を終了した。こうした史料の複製事業にあたって、その印刷原稿の作成から校正の校了に至るまでの過程を記述し、史料複製の実務担当者に対して参考となれば幸いである。

史料の複製は、定本とする史料をまず決定し、その定本を忠実に筆耕できるよう、その筆耕要領を検討した上で出発すべきである。例えば使用文字・文字の位置・行間・文書例などがそれである。また、印刷組版用と印刷校正上に対しても、その編集方法を決定すると共にサンプルを作成して編集要項を準備すべきである。

当館では、右の筆耕要領と編集要項を一冊にまとめて筆耕者・印刷組版業者・校訂事務担当者・監修者等に配布し「閩閩録」の複製に着手した。まず筆耕者は事実上の古文書解読者であり原稿作成者であって、古文書の八割以上解読筆耕し得る数名を選択して依頼した。また印刷業者は史料複製の実績を持ち、校正上地理的に連絡し易い県内業者を指定した。校訂事務担当者は当館職員三名が専任

し、監修者に山口大学教授三坂圭治氏（現山口芸術短大教授）を委嘱して複製を開始した。

史料の校正に当っては、単に文字の異同を校正するだけに止まらず、文意を解釈して句読点を付け、一通一通の古文書を厳密に時代考証しながら、地名・人名に補註を加え、無年号文書には年号を補なう等の操作を行なって、校正から校訂へと検討を高めるべきである。なお、定本以外に原文書または写真物があるもの、副本・写本等があるものについても比較検討する必要がある。

「閩閩録」は第一巻で既にご承知の通り、地域的にも時代的にも幅広い古文書集であり、日本史に影響をおよぼす古文書も多い。従って考証の決定は判然としたもののみを断定し、異論があれば（〇〇カ）と疑問体にし、或は断定をはばかって註記を加えないよう、校訂者と監修者の意見交換により決定している。また、考証の実際には、「閩閩録」以外の家譜系図類、特に「萩藩譜録」「戦死武功書出」の外、先達の研究成果による「三代実録」「四代実録」とその考証論断、三卿伝編纂所作成の諸史料・図書類を参考とする場合が多い。しかし、これらの先達の考証に対しても熟考し検討を加えた上でないと論断すべきではないとの立場を採っている。

なお、定本の誤写・誤認等も間々あるので、原文書の探索や写真複製等も心懸け、「閩閩録差出原本」やその他の写本文書との対校にも留意して、出来るだけ複製文書の価値を高めるよう努力している。

印刷校正の實際に当っては、初校以前にまず原稿校正の段階に当って右の通り厳密に校訂を加え原稿監修まで行なって置くことは当然の処置であるが、初校・再校・三校と校正を進める過程において一度は必ず原稿との『読合せ』を実施し、組版上の、或は校正上の

見落しを発見する機会を持つべきである。なお最終校正時には印刷現場に赴いて更に誤植の無いよう配慮すべきであろう。

「閩閩録」の印刷過程は、一冊千頁余の厚さのものであり、活字も9ポ・8ポ・6ポの三種が使用されており、特に6ポの小活字使用度に伴って、刷り上げも一回転三百頁程度の能力が現状である。そのため、一冊にまとめ上げるのに、三百頁ずつ初校から四校までの行程を四回行なっており、一瀉千里とはいかない。なお、初校の段階で再び監修者の厳密監修を受け、再校で「読合せ」をし、三校で「通読」して四校時に現場校正に向くという操作を繰返し、誤読・誤判・誤植の無いよう、それこそ懸命の努力を続けて優れた複製本にしたいと念願している。

最後に、「閩閩録」の複製過程において研究した成果の一端を別冊にまとめ、「閩閩録」引いては中世から近世初期にかけての毛利家関係史料に対する利用の手引になるような「研究要覧」をも含せて刊行したいと計画している。例えば、考証過程において積み上げて来た地名や人名の要覧、編年文書目録、或いは用語の解釈、歴史地図等を兼ね備えた便覧等があれば、幕藩体制確立期の諸研究に役立つ事が多く、「萩藩閩閩録」自体の学術的利用価値もいやが上にも高くなるうと思惟している。(田村)

山口県政史の編集経過と課題

昭和四一年度より始まった山口県政史編集事業も第三年目の最終

期を迎え、編集活動も次第に切迫した様相を呈してきた。

今年度の編集事業でまずあげねばならぬことは、戦後の担当者として二新人の参加をえたことである。これで編集スタッフも一段と充実した。その後、編集連絡協議会(四三・七・二六)企画委員会(四三・八・二)編集委員会(四四・二・予定)を開いて、進捗状況や編集上の諸問題を県関係者を含めて協議しつつ、史料調査・執筆に努力してきた。以下、史料調査と執筆に大別して成果と問題点をあげてみよう。

1 県政史料の調査と収集

歴史構成の前提として史料が必要であることは云うまでもないが、われわれは史料収集活動をそれ以上の意味で重視している。すなわち、本ニュース3号でも指摘されているように、われわれは、山口県政史という一冊の本を作ることを目標とするのではなく、編集の過程でいかに多くの関連史料を集積し、整理し、われわれの歴史遺産としてのこすかをも重要な目標と考えているのである。できあがった書物の底辺―史料―を確固たるものとして所有することは非常に困難な、しかしさなねばならぬ課題である。

本年度の史料調査は、前年度に引き続いて、旧県会議員所蔵史料の調査、県庁史料の収集を主としておこなった。現在までに調査したところとしては、林仙輔・紀藤織文・二本謙吾(以上宇部)和田理介・林新作・田上龍馬(以上豊北町)河田雅之(豊田町)伊藤三樹三(徳地町)など、そのほか、豊北町役場・寺内三郎(山口)明城文庫(明木図書館)県庁行政史料・パンフレット類の収集も意欲的におこなったが、なにぶんにも大量であるので、目下、これら史料の整理に忙殺されているところである。新聞史料としては、防長

新聞の明治一七—三六年(二〇年代欠)の写真複製をおこなった。明治段階の防長新聞は、ことに県政と密着しているだけに県政史料として貴重なものになると自負している。

以上県内調査のほか、総理府・内閣文庫史料の調査も今年度の大きい成果の一つであった。ことに総理府は、幕末以降昭和三〇年代に至る国家公文書を保管している。これらは「公文録」「公文類聚」「公文雑纂」「太政類典」等として編集されており、県関係の重要史料が多数含まれている。これを十分収集することは今年より来年度にかけてのもっとも重要な課題の一つになるだろう。

史料収集にあたって、最近おこった現象として注意される点がある。すなわち、文書課経由で県庁記録を館に引き取る場合、作成部課のチェックによって館への移管がストップする例が出てきたことである。これは秘密保持が主理由であるが、館としては、史料の性格により秘密は保持しうるわけであるから、この点を十分理解してもらい、史料の移管がストップすることのないよう強く望みたい。

2 執筆

今年度は史料整理と並行して本格的な執筆を開始した。執筆分担は大要、前年に決っていたが、二新人が参加したため、改めて分担を確定したうえで執筆項目を作成、執筆を開始した。山口県政史の分担構成は、部門毎でなく、年代で分けるかたちをとっているため、担当年代の前後との緊密な連絡検討が必要となってくるのである。このため、われわれは毎月一回以上の編集会議を開き、執筆にかかわる具体的問題を討議してきた。今年度討議したおもな点は、

①編集項目の決定 ②執筆要領の作成 ③用語例の検討 ④執筆原稿の発表討論 ⑤県内史料調査の研究等がある。なかんずく、④は

執筆者相互の研究成果を討論することにより、個別問題の年次的意義を正しく認識することを可能ならしめるものであり、執筆の過程でわれわれが最も重視しているところである。

一人あたりの執筆量は、大体一〇〇—一五〇項目で、これを、史料の整理をしながら必要史料を抽出し、構成しなければならない。そのうえ、史料の偏在からして次々に史料採集を継続しなければならないのであるから大変な負担である。これらの外、本文中に掲載する図表・写真の準備・史料綱領、索引、年表の作成等もある。図表は三五〇表、写真は一〇〇枚を予定している。史料綱領というのは、各執筆者が執筆のために収集した史料を年次的に編集するものであり、索引は四五〇枚を予定している。

以上はいずれも今後早急に執筆と平行してとりかからねばならないが、現在の執筆スタッフでは時間的にも余裕がなく、執筆をかねてこれらの仕事を担当しうる人を是非獲得したいところである。

仕事の量もさることながら、可能なかぎりすぐれたものを作ろうとして、史料の偏在、そして史料と歴史叙述の間のギャップに苦しんでいるのがわれわれスタッフの大方の実状といえるかもしれない。

館では、八月段階で、山口県政史の完成に至るプログラムを作成したが、これに従えば、本年度中にほぼ三分の一の原稿執筆、四年度中に素原稿完成、監修を経て四五年九月に脱稿、四六年三月刊行の予定である。

この編集事業——集積史料の体系的保存を含めて——を山口県文書館の研究成果として評価にたえるものにしたのがわれわれの念願である。

県庁史料の分類について

(一)

当館で県政史編集事業の発足以来、どうしてもこれに取組み、解決しなければ、一步も前進出来ない課題があった。この課題というのは、県庁史料の分類である。

当館には、明治以降の県庁文書記録類が、約三万点あった。これらの史料は、未整理のまま書庫に眠っていた。これらに活力を与え、県政史の中で縦横に活躍させようとするならば、これを早急に分類して体系をたて、書架に配列して、編集員が自由に閲覧出来るようにする必要があった。

(二)

県庁史料と一口にいつても、この中には種々の形態の異なったものが含まれる。当館のこれらの史料の中で、約半分の量を占めるものに、起案・届書・簿冊等の行政記録がある。これらは明治初年の毛筆縦書きから、現代のようなペン横書きに至るまで、書式的には多様であるが、いずれも県の職員自身が記入し、または受理しているという点で、共通性をもっている。

次に多いものに、パンフレットおよび印刷物がある。約一万点に近いこの史料は、当館が発足以来約十年間に収集したものである。これらは、ある目的をもって編集されたものであるから、史料操作を適切に行なうならば、行政記録とは異なった史料的价值があると考えられる。

最後に、広義の意味においてはパンフレットに属するものかも知

れないが、様式や内容の異なるものに、ガリ版刷やリコピー印刷がある。パンフレットが、部外者に配布する目的で作成されたものが多いのに対して、これは部内での参考資料や、会議資料とされたものが多い。会議資料の場合には、何点かが一括して袋に入っている場合が多い。これらは約五千点ある。

(三)

これら約三万点にわたる史料を分類するに当って、当館の職員が全員検討を重ねた結果、現段階で完全な分類項目を確立することは、大へんよいことのようにだが、実は問題を残すことになる……という結論に達した。この理由は、全国で多くの文書館が設立された場合、県政史料の分類が、青森と東京と山口では異なっているのは具合が悪い。出来れば図書館の十進分類のように、全国各館で共通であることが望ましい。とするならば、今回の整理は確定分類ではなく、仮分類として、便宜上分類することがよいのではなからうか……ということになった。

そこで、仮分類するに当って二つの方法を用いた。

① 戦前と戦後の史料とを、昭和二十年八月の終戦を境として二分する。

② 行政史料とパンフレットを、便宜上別置する。

右のようにした理由は、①については、一万五千点もある史料を分類する場合、戦前と戦後では断層があることがあることが分ったからである。「山口県庁各課変遷表」をつくって調べてみると、戦前の各課の流れをつかむことが出来るが、これがそのまま戦後に流れ込んでいないことである。そこで、一応終戦を境界にして分けることにした。②については、史料の形態が異なるので、別置

した方がよいということ、便宜上分けたにすぎない。職員間では、①についても、一本化すべきだとの意見も残っており、②についても同様に、行政史料もパンフレットも、同様に取扱うべきだと
の意見もある。

ここで強調したいことは、分類は全て部課別分類であつて、内容分類ではないことである。この内容分類をしないという点では、全員が一致している。従つて一例を上げれば、農務課で作成された教育に関する記録があつても、これは農務課の史料とみなし、教育の史料とはみない……という方法である。

(四)

では、戦前の行政史料を、どのように分類したかという点と、次の八項目に分けた。

- ① 総務
 - ② 教育
 - ③ 農業
 - ④ 商業
 - ⑤ 土木
 - ⑥ 衛生
 - ⑦ 社寺
 - ⑧ 士族
- 右の中で、⑦社寺・⑧士族は、本来ならば①総務に属するものであるが、保存されている史料が多いので、別項目としたのである。農業の中に、林業・水産を包含し、商業には工業、土木には建築、衛生には警察等を含んでいることは、いうまでもないことである。
- 戦後の行政史料は、次の十一項目に分類した。
- ① 総務部
 - ② 企画部
 - ③ 労民部
 - ④ 衛生部
 - ⑤ 商工部
 - ⑥ 農林部
 - ⑦ 土木部
 - ⑧ 県教委
 - ⑨ 県外局
 - ⑩ 県議会
 - ⑪ 国出先

この分類は、戦後に多いパンフレットにも、当てはまるものである。現在の整理状況は、戦前の行政史料については、一応仮ラベルも貼り目録も完成した。戦後の行政史料は、分類して配架が終り、

目録を作成中で、三月末までには終了の予定である。パンフレットも、今年度中に終えたいと考えているが、来年度まで作業を持越し
そうである。

ここで最後に申述べたいことは、全国各地で県政史料を分類されたところがあれば、経験を交流し、よりよい分類項目の設定のため、協力体制を漸次確立したいので、御一報をお願いしたいと考えて
いることである。

(広田)

編集後記

○ 昨年は東京都公文書館の開設や、長崎県史料館の設立等、うれしいニュースの多い年でした。今年度も多くの文書館や類縁機関の設立されることを望みます。県内でもこのニュースにみられるように、文書館や史料館の設立される条件が各地にみられます。このような気運を全国的にもり上げて、「文書館設置法」を成立させるところにまで行きたいものです。

○ 前号でお知らせしましたように、当館では「萩藩閩閩録」と、「山口県政史」の二大事業を行なっております。昨年四月、閩閩録では森田良吉の転任にともなつて布引敏雄を、県政史には後藤忠盛・渡辺基を新らたに迎え、総員は館長以下十名となりました。漸次スタッフを充実させたいと考えています。

○ 二、三枚のパンフレットは、整理に泣かれます。当館では特別製の「パンフレット抜」をつくりました。見本進呈。

文書館ニュース

昭和四四年二月一日発行

山口県文書館

山口市春日町八番二号

電山口一〇四三三七〇番

千七五三